

建設工事設計変更等取扱要領 新旧対照表

改定後	改定前																
第1条から第2条 略  (協議等の取扱い) 第3条 略 (1) から (4) 略	第1条から第2条 略  (協議等の取扱い) 第3条 略 (1) から (4) 略																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議等の内容</th><th>承認権者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等</td><td>総括監督員</td></tr> </tbody> </table>	協議等の内容	承認権者	設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括監督員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議等の内容</th><th>承認権者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等</td><td>総括監督員</td></tr> </tbody> </table>	協議等の内容	承認権者	設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括監督員								
協議等の内容	承認権者																
設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括監督員																
協議等の内容	承認権者																
設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括監督員																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更を伴うもの</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負代金額の変更を伴うもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円超から3,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>3,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>請負代金額の変更を伴わないもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)</td><td>決裁権者 (知事決裁の場合は部長)</td></tr> </tbody> </table>	設計変更を伴うもの		請負代金額の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円超から3,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>3,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul>	請負代金額の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul>	契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更を伴うもの</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負代金額の変更を伴うもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円超から1,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>1,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>請負代金額の変更を伴わないもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)</td><td>決裁権者 (知事決裁の場合は部長)</td></tr> </tbody> </table>	設計変更を伴うもの		請負代金額の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円超から1,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>1,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul>	請負代金額の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul>	契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)
設計変更を伴うもの																	
請負代金額の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>500万円超から3,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>3,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul>																
請負代金額の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul>																
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)																
設計変更を伴うもの																	
請負代金額の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円以下</u>のもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>100万円超から1,000万円以下</u>のもの</li> <li>・第5条第3項の規定によるもの</li> <li>・軽微変更であって、設計変更に伴う請負代金額の増減額が <u>1,000万円超</u>のもの</li> <li>・軽微変更でないもの</li> </ul>																
請負代金額の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微変更でないもの、工事一時中止等に係るもの</li> <li>・その他、総括監督員が必要と認めるもの</li> </ul>																
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)																
第4条から第5条 略  附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。 <u>この要領は、令和8年2月10日から施行する。</u>	第4条から第5条 略  附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。																